**７０歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の廃止**

**（平成２６年４月から）**

７０歳から７４歳までの被保険者及び被扶養者に係る一部負担金割合が、現役並み所得者（標準報酬月額２８０千円以上の方）を除き、軽減特例措置の廃止により１割から２割に変更となります。

**①対象者**

**平成２６年４月１日以降**に新たに７０歳に到達する方（誕生日が昭和１９年４月２日以降の方）について、７０歳に達する日の属する月の翌月以後の診療分から適用されます。

**※誕生日の前日が当該年齢に達する日になります。**

**②経過措置**

　　平成２６年３月３１日以前に７０歳に到達した方（誕生日が昭和１４年４月２日から昭和１９年４月１日までの方）は、引き続き特例措置により１割となります。「一部負担金の割合」欄が**「２割（７５歳到達まで特例措置により１割）」**の高齢受給者証が交付されます。

※なお、高額療養費制度における自己負担限度額については変更はありません。